

災害時における給電車両貸与に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、文京区の区域内で大規模停電等の電力が不足する事態（以下「大規模停電等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する場合において必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（別記様式第1号）により給電車両の貸与を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は、口頭で要請し、事後において速やかに給電車両貸与要請書を提出するものとする。

3 乙は、前2項の規定による要請（以下「要請」という。）を受けたときは、貸与することが可能な給電車両を確認し、当該要請への対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

（協力）

第3条 乙は、要請を受けたときは、可能な範囲においてこれに応ずるものとする。

2 乙は、要請に基づく給電車両の貸与に当たり、甲が貸与を要請した車両台数に対して乙が提供することができる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を依頼するなどして、当該要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両の種類）

第4条 要請に基づき乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、要請に基づき乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定することができないものとする。

（用途）

第5条 甲は、要請に基づき乙から貸与を受けた給電車両を電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために使用することができるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、要請に基づき給電車両を貸与するときは、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両を引き渡すときは、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により給電車両を引き渡すときは、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しその他の保険内容が確認することができる書類又は電磁的記録を甲に提出

するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)は、大規模停電等が収束するまでとし、詳細な期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 甲は、貸与期間が終了したときは、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 前項の規定による返却の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料代、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自動車損害賠償責任保険及び任意保険(以下「保険」という。)に加入し、その費用は、乙が負担する。

3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により保険を適用した場合において、保険契約の定めにより免責金額の適用があるときは、乙に対して当該免責金額に相当する額を支払うものとする。

4 甲は、前項の免責金額に相当する額の請求があったときは、甲乙協議の上、定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は、甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失した場合において、その価額が保険の補償範囲を超えるときは、甲は、乙に損害を賠償する。

2 前項の規定により甲が乙に賠償する額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙がこの協定に基づく業務に従事したことにより、当該業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)の規定に準じ、その損害を補償するものとする。ただし、当該者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事由については、その受けた限度において損害補償の責めを免れるものとする。

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(別記様式第2号)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第14条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和2年12月17日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都港区芝浦四丁目8番3号
乙 トヨタモビリティ東京株式会社
代表者 代表取締役 片山 守